

(電子メール施行)

薬 第 9 2 2 号
令和 6 年 1 月 2 2 日

一般社団法人宮城県薬剤師会会長 殿
一般社団法人宮城県病院薬剤師会会長 殿
公益社団法人宮城県医師会会長 殿
一般社団法人日本保険薬局協会会長 殿
一般社団法人宮城県医薬品登録販売者協会会長 殿
日本チェーンドラッグストア協会宮城県支部支部長 殿
宮城県医薬品卸組合理事長 殿
宮城県医薬品配置協議会会長 殿
宮城県薬事工業協会会長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について (通知)

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。このことについて、別添ファイルのとおり厚生労働省医薬局長から通知がありましたので、御承知願うとともに貴会員への周知に御配慮願います。

[参考]

宮城県保健福祉部薬務課ホームページ
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/tuuti.html>)
厚生労働省等薬事関係通知集に掲載しています。

担当：薬務課監視麻薬班
安長
TEL：022-211-2653